山形県		米沢市　酒田市　新庄市
	東田川郡	庄内町
栃木県	下都賀郡	野木町
群馬県	利根郡	昭和村
埼玉県		ふじみ野市
神奈川県		三浦市
新潟県		燕市
富山県		小矢部市　南砺市　射水市
	下新川郡	入善町
石川県		加賀市　羽咋市
	能美郡	川北町
福井県		鯖江市
長野県	南佐久郡	川上村
岐阜県		海津市
愛知県	海部郡	飛島村
滋賀県		近江八幡市　野洲市
香川県	仲多度郡	琴平町
福岡県		大川市　中間市　小郡市
	鞍手郡	鞍手町
	朝倉郡	筑前町
	三潴郡	大木町
佐賀県	神埼郡	吉野ヶ里町
	三養基郡	上峰町　みやき町
	杵島郡	江北町　白石町
熊本県		玉名市　菊池市
	上益城郡	嘉島町
	球磨郡	あさぎり町
鹿児島県	大島郡	天城町　知名町
沖縄県	島尻郡	南大東村　北大東村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第二百五十二号

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）にサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律第十条第一項に規定する支援士試験事務（以下「支援士試験事務」という。）を行わせようとすることとしたので、改正法附則第二条第一項の規定に基づき、同法の施行日から機構が支援士試験事務を行う旨を告示する。

平成二十八年十月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

○経済産業省告示第二百五十三号

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）にサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十一号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正後の情報処理の促進に関する法律第二十二条に規定する登録事務（以下「登録事務」という。）を行わせようとすることとしたので、改正法附則第二条第一項の規定に基づき、同法の施行日から機構が登録事務を行う旨を告示する。

平成二十八年十月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

○関東地方整備局告示第二百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都文京区本郷二丁目三〇六番二八からさいたま市北区吉野町一丁目四一五番九まで	前	BA　一六・六〇～二八・七〇　八二・三〇メートル　三二・六二七キロメートル		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一六・六〇～二八・七〇　八二・三〇メートル　三三・六〇・〇〇　三二・三九三キロメートル		

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十八年九月三十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月十七日

関東地方整備局長　大西　亘

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十八年十月十七日

防衛大臣　稲田　朋美

日時	平成二十八年十月二十四日から同月二十七日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域	八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等	自衛艦九隻
その他	一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。